

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和3年3月22日

旭川市議会

議長 安田 佳正 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 木下 雅之

## 旭川市議会会議規則の一部を改正する規則

旭川市議会会議規則（昭和38年旭川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「つけ」を「付して」に改め、同条第2項中「あらかじめ、日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ、その期間を明らかにして」に改める。

第14条第1項中「理由をつけ、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して」を「、理由を付して」に改め、同条第2項中「理由をつけ」を「、理由を付して」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により議案を提出するに当たつては、法第112条第2項の規定によるものを除くほか、提出者を含め議員3人以上の賛成がなければならない。

第17条中「備え、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに連署して」を「そなえ、」に改め、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により修正の動議を提出するに当たつては、法第115条の3の規定によるものを除くほか、提出者を含め議員3人以上の賛成がなければならない。

第87条第1項中「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合にはその代表者）が署名又は記名押印しなければ」を「、請願者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載しなければ」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第88条第3項中「請願者数人連署」を「請願者が複数」に、「数件」を「複数」に改める。

第109条第1項中「所定の発議者が連署して議長」を「議長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。